

令和5年度監査実施方針及び年間監査計画

塩竈市監査基準（令和2年監査告示第3号）第13条の規定に基づき、令和5年度の監査実施方針及び年間監査計画を次のとおり定める。

1 監査実施方針

監査等の目的は、本市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

昨年、教育委員会で確認された不適切な事務処理にみられるように基本的なルールの理解と徹底が重要であることを再認識させられた。このため、会計処理等を含む財務事務全般の執行や文書の事務などを行う上で、基本を大切にしながら日々の業務に取り組むこと、そして、それらを通じて職員個人の知識や技能の向上を図るとともに、人材育成やチェック体制の強化等の組織力についても、さらに向上させていくことが大切である。

また、リスク管理、業務のマニュアル化を含む「内部統制的な進行管理」が求められており、これに対応したチェック体制の構築が急務と考える。

このようなことから、令和5年度は次の基本的方向性及び重点項目等のもとに監査等を行うものとする。

(1) 監査等の基本的方向性

- ① 公正で合理的かつ能率的な市政運営を確保するため、違法や不正の指摘にとどまらず、対象部局におけるチェック体制等に留意しながら、指導に重点をおいて監査等を実施する。
- ② 事務事業や予算の執行について、適法性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性を検証する。
- ③ リスクが高い事務事業等に十分に留意しながら、効率的かつ効果的に監査等を実施する。
- ④ 監査等の実効性を確保するため、監査等の結果で指摘した事項等に対する措置状況等を把握し、必要に応じて是正・改善を求める。
- ⑤ 監査等の結果は、対象部局のみならず全庁的に周知し自主的な改善を促すとともに、市民に分かりやすく情報提供を行う。

(2) 重点項目

- ① 違法若しくは不当な事項又は改善を要する事項であって、金額的影響度等の量的重要性や公務への信頼性等の質的重要性が高いもの。
- ② 上記以外の事項で、それが発現した場合に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせることが考えられるもの。
- ③ 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業。

- ④ 事務の適正な執行を確保するためのチェック体制を含めた基本的な事務処理のルールや手順。
- ⑤ その他、必要に応じて監査等の種類ごとに重点項目を定める。

2 年間監査計画

(1) 監査等の種類等

令和 5 年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの対象及び方針は、次のとおりとする。

ア 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）

①対象及び方針

対象は、各部課等の令和 4 年度の定期監査時から令和 5 年度の定期監査時まで実施した事務事業とする。

本市が執行する財務に関する事務及び経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。共通着眼点は次のとおりとする。

<共通着眼点>

- 1) 予算の執行は、適正に行われているか。
- 2) 各種の契約が、契約の公平性、透明性を確保しているか。
- 3) 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- 4) 公金収納が、会計規則に則り適正に処理されているか。
- 5) 物品の出納保管は、適正になされているか。
- 6) 事業は、効率的かつ計画的に執行されているか。
- 7) 施設の維持管理は、適正になされているか。
- 8) 歳入調定の対象を的確に把握し適正に調定と収納が行われているか。
- 9) 事務処理のチェック体制は適正に行われているか。
- 10) 前回の監査で指摘した事項が、改善されているか。

②実施時期

年間を通じて各部課の実施時期を割り振る（6 月から 8 月までの決算審査及び健全化判断比率・資金不足比率の審査の期間及び決算議会開催期間を除く）

イ 財政援助団体等監査（法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項）

①対象及び方針

対象は、令和 4 年度に行った財政的援助を受けた団体のうちから、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務又は他の部局が実施した事務も対象とする。

本市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、

財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

②実施時期 定期監査時に併せて実施する。

ウ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第 233 条第 2 項）

①対象及び方針

市長から審査に付された令和 4 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

②実施時期

6 月から 8 月までに実施する。

エ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第 30 条第 2 項）

①対象及び方針

市長から審査に付された令和 4 年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

②実施時期

6 月から 7 月までに実施する。

オ 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

①対象及び方針

市長から審査に付された令和 4 年度の基金運用状況報告書の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

②実施時期

決算審査時に併せて実施する。

カ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

①対象及び方針

市長から審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

②実施時期

決算審査時に併せて実施する。

キ 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

①対象及び方針

会計管理者並びに下水道事業、病院事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について、正確に行われているか検査する。

②実施時期

毎月 25 日に実施する。ただし、特別の事情があるときは変更する。

ク その他の監査

アからキまでに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要であると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

(2) 品質管理

ア 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、監査基準、令和 5 年度監査実施方針、本計画及び実施計画に基づき適切に実施されているかを管理する。

イ 手続

令和 6 年 3 月の監査委員の合議により、令和 5 年度監査実施方針及び年間計画について、同時点までに実施した監査等を対象に確認及び評価を行う。それにより、令和 6 年度監査実施方針及び年間計画等に反映させる。

(3) 監査等の実施体制

監査委員 2 人で監査等を実施し、事務局長以下職員 3 人が補助する。

※ 令和 5 年度年間監査計画表
別紙のとおり

令和5年度年間監査計画表

区分 月別	定期監査	例月出納検査	決算審査	健全化判断比率・ 資金不足比率審査	備考
4	市民生活部 (浦戸振興課)	毎月25日			
5	議会事務局				
6	決算審査期間及び 健全化判断比率・ 資金不足比率審査期間		各企業会計	健全化判断比率 ・資金不足比率	
7			一般会計 各特別会計		
8					
9					
10			教育委員会		
11	福祉子ども未来部				
12	市民生活部 (浦戸振興課を除く) 総務部				
1	産業建設部 上下水道部				
2	会計課 選挙管理委員会				
3	市立病院				

(注) 財政援助団体等監査は定期監査時に併せて実施する。

基金運用状況審査は決算審査時に併せて実施する。

その他監査委員が必要と認めた場合には、随時監査を行うことがある。

月	定期監査対象課名	
4	市民生活部	浦戸振興課
5	議会事務局	
6～9	決算審査期間及び 健全化判断比率・資金不足比率審査期間	
10	教育委員会 (教育部)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化スポーツ課
11	福祉子ども未来部	生活福祉課 子ども未来課 保育課 高齢福祉課 健康づくり課
12	市民生活部	市民課 税務課 環境課 保険年金課
	総務部	総務人事課 政策課 秘書広報課 財政課 管財契約課 危機管理課
1	産業建設部	水産振興課 商工観光課 まちづくり・建築課 土木課
	上下水道部	業務課 上水道課 下水道課
2	会計課 選挙管理委員会	
3	市立病院	業務課 医事課 経営改革室

(注) 令和5年9月定例会の日程により実施時期が変更になる場合があります。